2005.7 岡村昭彦の会 NO.15

“和解”だけが未来をひらく

第20回AKIHIKOの会開催

―廣田尚久氏をお迎えして

Hirota Takahisa

今回のAKIHIKOの会は、岡村昭彦没後二十年、ベトナム戦争終結三十周年、さらに“戦後”の六十年とも重なりました。

敗戦後の非戦・戦争放棄という御旗は、保安隊（自衛隊）創設とともに専守防衛という立て看板に置き換えられ、ついには海外（イラク）派兵にいたりました。また、象徴天皇制の存続も少子化の渦中で男の子が生まれないばっかりに、女性天皇を容認する手続きに入ったようにみえます。そして消費社会・情報社会の今日、わたしたちはこれまでは出合うことがなかった未知でかつ直截的な凶悪犯罪を目の当たりにした荒みのなか、新たに国民を審判に参加させる裁判員制度もたちあがりました。

講演中の廣田氏

そんな情勢下の第20回AKIHIKOの会は、『シャッター以前』第4号の巻頭で原稿「金嬉老裁判と岡村昭彦」を書いてくださった弁護士廣田尚久さんに講演をお願いしました。廣田さんは、奇しくも岡村昭彦が“民衆弁護人”として関わったいわゆる金嬉老事件（1968年）の弁護団の一人として弁護士デビューされ、その後も岡村昭彦と交流がありました。

「和解をしなければならない事件は裁判をしてはならない」「人を裁く規範と和解の規範はちがう（人を裁く規範で人は和解することはできない）」。そして「紛争解決学の理解には、人類が生き残れる機会がかかっている」。こうした熱いメッセージは民族紛争・ボランティア・愛といった課題につながっていきます。

今回は「岡村昭彦に関わるさまざまな裁判事件によせて」と題して昭彦の知られざるエピソードを交えてお話いただきました。

小学校5年生の時に読んだ宮沢賢治の『どんぐりと山猫』が、（裁判官ではなく）弁護士になろうと思ったきっかけだったとのお話に、質問も飛び出し、質疑応答は活発で大いに盛り上がりました。

第二部は、廣田さんを囲んでいつもの通りの愉しい懇親会となり、南は長崎、北は北海道、さらに静岡、愛知、岐阜、長野、大阪、奈良、兵庫といつもの遠方からの参加者と、出会いと交流の会となりました。その後有志による二次会にも二十人以上が残り、楽しいうちにお開きとなりました。参加者五十四名。

岡村昭彦に関わるさまざまな裁判事件によせて

廣田尚久

ひろた・たかひさ　１９３８年平壌（ピョンヤン）生まれ。東京大学法学部卒。弁護士。大東文化大学環境創造学部長を経て、法政大学法科大学院法務研究科教授。主要著書『弁護士の外科的紛争解決法』（自由国民社・１９８８年）『和解と正義』（自由国民社・１９９０年）、『先取り経済　先取り社会―バブルの読み方・経済の見方』（弓立社・１９９１年）、小説『壊市』（汽声館・１９９５年）、小説『地雷』（毎日新聞社・１９９６年）、小説『デス』（毎日新聞社・１９９９年）、小説『蘇生』（毎日新聞社・１９９９年）。『紛争解決の最先端』（信山社・１９９９年）、『民事調停制度改革論』（信山社・２００１年）、『紛争解決学（新版）』（信山社・２００２年）。司法制度改革推進本部ＡＤＲ検討会委員。

ご紹介いただきました廣田です。今日は岡村さんから仰せつかった様々な事件を全部話すことになっております。金嬉老事件だけでも時間が終わってしまうほどですが、それでは全体が見えてきませんので、全部をお話させていただきます。大変早口になるかもしれませんが、どうぞお付き合いください。

朝鮮人差別と金嬉老事件

金嬉老事件が起ったのは一九六八年二月二〇日です。なぜ二月二〇日まで覚えているかといいますと、この日が私の三〇歳の誕生日だったからです。当時私は司法修習生でした。弁護士になる前、司法研修所というところで二年間研修を受けるわけですが、いよいよ終了のころがこの二月二〇日でした。よく「司法試験は大変だ」といわれますが、司法研修所で行われる二回試験に合格しないと、弁護士や裁判官にはなれないのです。合格率は非常に高く落第する人はほとんどいないのですが、非常に過酷な試験です。目前に二回試験が控えている、そういう日が私の三〇歳の誕生日でした。

実は私は弁護士になる前、鉄鋼会社に勤めていて、弁護士を目指すのが遅かったものですから、いよいよ弁護士になる、どんな仕事をしようかと、特別な思いでその日を迎えたわけです。

たまたまテレビをひねると、金嬉老という人が静岡県清水市のナイトクラブで二人の暴力団員を殺して車に乗って逃げた。どんどん山奥に入っていって寸又峡の富士見屋旅館というところに立て籠もった。そこで「殺したのは自分である。なぜ殺したかというと、在日朝鮮人として差別を受けた。差別をした日本人は謝れ」と富士見屋旅館の広場に向かってライフル銃を撃ち、威嚇して、そう言っているというのです。ヘリコプターは来る、報道陣は来る。山奥ですし、二月二〇日頃ですと道も凍っていて、とにかく大騒ぎになりました。

彼の言い分は、差別を受けたのは不当である。日本人は謝れ、特に清水警察署の小泉という刑事を名指しして、自分はこの小泉から大変な侮辱を受けた。心の傷になった。だからこの小泉にあやまらせろ、ということなのです。

富士見屋旅館には、当時ダム工事の人たちが泊まっていました。その人たちを人質にして、バリケードを張り、部屋から出られなくしたのですね。ところが人質なのか人質でないのかは後々争いになりますが、証人に聞いてみますと、「金さんの言うことはよく分かっているんだ。あの気持ちはよくわかるよ」という人がいて、

監禁でなくて軟禁だったと言う人も出ました。人質というのは警察側の発表です。金嬉老のほうは協力者、自分の訴えを理解して逃げなかったというわけです。そういう事件でした。

先取りした価値をめぐって

私は試験勉強をそっちのけにしてテレビを見ていました。平壌生まれの私は、家が貿易商だったので、従業員の中には朝鮮人がかなりいました。そういう環境で育った私は、感覚的には日本人、朝鮮人とあまり区別していなかったのです。

ところが日本に帰ってきて、日本の歴史を習ったり、いろんな話を聞きますと、やはり商人とはいえ、植民地政策に便乗してやっていたわけですから、いつか自分の問題としてきちんと考えて、朝鮮人に対して何かをしなくてはいけないという気持ちがありました。弁護士になってすぐにそれをするつもりはなかったのですが、そうした気持ちがあったことは確かです。

もうひとつ『シャッター以前』4号には書かなかったことですが、私が弁護士になる動機に絡むことがありました。

私が鉄鋼会社に勤めていた当時はちょうど高度経済成長時代でした。もう四十年以上前になりますが、会社に入って間もなく、「こんな成長が長く続くわけがない。高度成長はどんな論理で展開しているのか」と疑問を覚えました。

マルクスは、価値が生まれた後で、資本家と労働者が剰余価値を奪い合い、本質的矛盾が起こると説明していますが、私はどうもそうではないような感じがしてならなかったのです。

何故かというと、価値が生まれる前に先取りが起きるのではないか。たとえば国家の規模では国債を発行するとか、企業の規模では利益を先に計上するとか、個人の規模では融通手形をきるとか、当時はまだサラ金という言葉はなかったのですが、個人消費のために金融に手を出すとか、そういう形で価値を先取りしてしまう。先取りした後どうなるかというと、それは虚の価値ですから、あとでこれを実の価値にするために埋めなければならない。そこで本質的矛盾が起こるという仮説を、私は立てたのです。

私は、この価値の先取りを生涯のテーマにしようと思いました。それにはサラリーマンではやれっこないので、何か食べる道がないかと考えていたとき、私は法学部を出ているので弁護士になろうと思い勉強を始めたわけです。

そんなことでいよいよ運命の二月二〇日を迎えました。

みなさん金嬉老がなぜ人を殺したのか覚えていますか。差別ももちろんあるのですが、暴力団員を殺した直接の理由は、彼がその暴力団から手形取引で追い詰められていたのです。定職のない彼は知り合いから手形取り立ての仕事を引き受けてやっていました。取り立てをしているつもりが、裏書の関係かなんかで、逆に暴力団から追い詰められる立場になった。そのときに「おまえら朝鮮人はちゃんと払え」とか「朝鮮人はろくなことをしない」と罵られた。それで腹の虫が収まらないので清水市のナイトクラブに暴力団員を呼び出して、ライフル銃で撃つのですね。撃った相手の一人は故意に殺そうと思って殺した。もう一人のいわゆるチンピラのほうは流れ弾に当たって死んだ。一人が殺人罪、一人が傷害致死罪ということになるのですが、とにかく二人、人が死んでいるのですね。

平壌で生まれたということに加えて、私が畢生のテーマにしようとしていた価値の先取りの手形で暴力沙汰が起こるという私の仮説が現実に起きた。こうなると、これはもう絶対逃すことはできないと思ったのですね。

彗星のごとく現れ、颯爽と登場

二、三日たつと、山根二郎という弁護士が寸

又峡に入りました。まだ金嬉老が逮捕される前です。「もしあなたが逮捕されたら、不本意だろうけど、自分たちが弁護をやります」ということを言いに行くわけです。三人の弁護士が行きましたね。それを知って私もやりたいという気になりました。まだ二回試験の前だったのですが、試験勉強はそっちのけでした。

それでたまたま同じクラスの倉田雅年――大学も同期で彼も回り道してきた男です――がいました。彼に以前から、私の先取り経済の原稿を読んでもらっていましたが、経済に鋭い意見を持っていた彼は、「これは凄い」と言ってくれました。現在、倉田君は静岡県清水市出身の衆議院議員ですが、その後も一緒に呑んでいる仲間です。

その彼に、「金嬉老が逮捕されて誰か弁護人が付くのなら、絶対にやりたい」と言ったら、彼は、「多分この事件は地元の西山正雄弁護士が必ず参加するだろう。西山弁護士とは親しいから、キミが弁護人になりたいということを伝えておこう」と言い、さらに「だったらボクもやるよ」と言い出しました。

そうして結局、金嬉老は逮捕され、予定通り山根弁護士と西山弁護士がたまたま同期で、親しかったということもあって山根弁護士が主任弁護人、西山弁護士が副主任弁護人になって弁護団が形成されました。そこで西山弁護士の口添えで、修習生の私たち二人も加えてもらいました。私たちはちょうど試験の最中でしたけれども、「弁護団会議があるから来い」といわれるたびに出席していました。

この弁護団のメンバーが多士済々なのですね。思想とか信条とかを一切問わないというので、南の人も北の人も関心があり、民団系から金判巌という弁護士、韓国からもう一人来ました。それから朝鮮総連側と言われている作家の金達寿ですが、彼も参加しました。

今ではこういう席に南・北の人たちが同席することを不思議に思わなくなりましたが、当時は南・北は一緒になりませんでした。弁護団では一緒に座らないと話にならないので、富士見屋旅館で、また寸又峡温泉のどこかでも、南も北も全部一緒混ぜで弁護団会議をしました。

でもそうなるまでが大変だったのです。公判対策委員会を作ろうということになり、現在京都の大学で先生をしている大澤真一郎が中心になって、あと何人かいましたが、学者たちですから抽象論が多く、「そもそも差別とはなにか?」とか、「日本人の犯罪をどうやって追及するか」とか、そんな議論が喧々諤々、すぐ始まってしまうわけです。

それに誰にも差別意識は大なり小なりありますから、議論をしているとどうしても差別的な表現が出てきます。すると「おまえのは差別だ!」と追及するわけです。そのうえ差別問題は、ホンモノかニセモノかを識別するリトマス試験紙のようなところがあります。「あいつはどうもニセモノ臭い」なんてことになって、批判されると自然に足が遠のくという形になっていって、われわれが弁護士になるころには公判対策委員会は殆ど崩壊状態になっていました。

やがて私たちは正式な弁護士になり、弁護人という形で倉田君と私は参加したわけですが、対策委員会はすでに崩壊寸前でした。困っていたときに、大澤真一郎から、ある日突然私のところに電話がかかってきました。

「岡村昭彦が支援をすると言い始めた。浜名湖の舞阪の彼の家に集まることになったから来てくれ」と言うのですね。多分十人前後だったと思いますが、彼の家に行きました。家の目の前が浜名湖で、遠州灘につづくところです。岡村さんは初対面の人たちにも、昔から知っている人のように話すのですね。大演説をぶつわけです。三々五々集まってきますから、だんだん人が増えて彼の演説を延々と聞いていました。

そこで彼が何を話したかは記憶が定かではないのですが、とにかく差別問題をほったらかしておいてはだめだと、がんがん言うわけです。私どもも、だからこそ集まっているわけで、そこは分かっていっているつもりですが、それを繰り返し、繰り返し、彼は演説ぶったんです。

そして夕食にアサリが出ました。このアサリがデカかった、蛤ぐらいの大きさのアサリでしたね。それが実にうまいんですよ。

浜名湖では、今、あんな大きなアサリは獲れないですね。とにかく目の玉が出るようなでっかいアサリとご飯を食べて、一杯飲んで、夜遅くまで彼の演説を聴いて、その日はそこで雑魚寝をしました。

その指を立てて話をする岡村さんの姿をご覧にいれたいほどだったのですが、とにかく彼は彗星のごとく現れ、颯爽と登場したのです。

これはわれわれにとっては大変心強い存在となりましたね。岡村さんの参加で公判対策委員会も態勢を立て直して頑張ろうということになり、持ち直すことができたのです。

そこでわれわれとしては何をするかということになって、金嬉老が問いかけているのは日本人全体の問題ですから、弁護士と支援グループとが分かれるのもおかしな話じゃないか、参加型でやろうということになりました。

刑事訴訟法に特別弁護人というのがあり、裁判所が許可すれば誰でも特別弁護人になることができると書いてある。そこで特別弁護人に十六人の名前を並べて、朝鮮人に対する日本人の犯罪と民族差別問題を法廷において明らかにしようとしたのです。

しかしこれはこちら側の解釈で、裁判所は刑事訴訟法に許可と書いてある以上、この裁判では許可する必要はないという立場です。

そこでわれわれは、刑事訴訟法に則って許可をとろうと、事前に裁判所に折衝にいったわけです。十六人全員法廷に座りますよ、と言うと理由書を書面で出せというので、私が起案することになりました。

私は、被告人本人がこの人を特別弁護人としたいというのであれば、当然その人は法廷に座っていいはずではないかと、かなり強烈なものを書きました。しかし裁判所からは許可が下りませんでした。そのうえ勝手に第一回公判日は六月二五日と指定してきました。

それで金嬉老は「じゃあ、自分が出なければいいのだな」と言って、第一回公判日は便器にしがみついて出なかったのです。法廷で廷吏が「こうこういう理由で被告は出廷しません」というと、その日はお開きになりました。

二回目は、真っ裸になって金嬉老は出廷を拒否しました。これではいつまでたっても開廷できませんので、岡村昭彦と金達寿の二人だけを特別弁護人と許可するということになり、その後でもう一人佐藤勝巳を加えた三人の特別弁護人が認められて裁判が始まったのです。

この裁判にはいろいろな特徴がありました。その一つが冒頭で弁護人が意見陳述をすることです。これは刑事訴訟ではあまりやらないことですが、意見陳述を長々と、何日も何日もかけてやりました。一人一人の弁護士がやりましたから、弁護人の意見陳述というのが、何冊も本になっています。

特別弁護人岡村昭彦が何を話したかは『シャッター以前』4号に書いてありますから、それを読んでいただきたいのですが、一つは日本人が尊敬してやまない福沢諭吉の差別意識について、もう一つはマスコミの報道のしかたについてかなりシビアな意見を出しています。

先ほど言いましたようにその席には金達寿も座っていれば金判巌も弁護人席に座っている。もう一人韓国の国会議員をやっていた弁護人も同席しました。金判巌と金達寿は南・北で座っている、互いに肩をたたき合って「おい、楽し

いな。楽しいな」と言っているのです。南側と北側の人が同じ席に座るというのはまずなかった時代ですから、画期的なことだったと、言えると思います。

岡村さんはこの裁判に張り付いて、ずっと弁護人としてやったかというと、さにあらずで、彼はある程度のことをやったらすぐにどこかに行ってしまうのです。外国に写真を撮りに行ったり、それで時々戻ってきては原理原則をぶつわけです。われわれも原理原則だけでは動かないところがありますので、ちょっと当惑するようなところもありました。ただ岡村さんが参加したことによって、この金嬉老事件は変わってきましたね。大変ダイナミックで訴える力の強い事件になったと思うのです。

それにいろんな人が証言台に立ってくれました。そういう意味でも彼の功績は非常に大きかったと思います。それともう一つ、金嬉老は岡村さんが好きでしたね。二人は時々喧嘩するのですが、殿様同士ですからね。そういう意味では二人は馬が合っていた。また岡村さんは特別弁護人という言葉を使わないで、民衆弁護人という言葉を使っていました。民衆弁護人とは何だ、ということも『シャッター以前』に出ていますから是非読んでいただきたいと思います。

この事件は紆余曲折がありましたけど、結局、最高裁までいきました。最後は金嬉老は無期懲役になって、二十四年前ですが彼は仮出獄をし、釜山に戻りました。だいたいこういう経過です。

ゴッチャンの強盗傷害事件

そうこうしていますと、あるとき岡村さんがある少年の刑事事件をやってほしいということで私の事務所にやって来ました。

その少年はどういう少年かというと、レジュメにはS少年と書きましたが、彼の『南ヴェトナム戦争従軍記』の続の方をちょっと開いていただくと、彼がベトナムである日、自分の過去を回想する場面があるのです。

―労働者の連帯と解放のエネルギーをつかむことができた。そのおかげで私は、タイでも、ラオスでも、このヴェトナムでも、外の者たちが入ってゆけない底辺深く入りこみ、かけがえのない友人を発見することができたのだ。私の心は、いま、未開放部落から筑豊へ、筑豊からヴェトナムへ、ヴェトナムから未開放部落へと、血管のように一本に結ばれていることがはっきりと感じられる。

しみじみとした幸福を覚えながら、私は一人の筑豊の少年のことを思った。〈君のような少年こそ、日本の未来をになうジャーナリストになる素質を持っているのです。がんばれ！

僕が死んだら、君たちがあとをついでください。上野のアニキの家では、何でも言いたいことを大声でいい、めちゃめちゃにあばれてください。岡村のオジサンさんには参りました。岡村のオニイサンより〉生まれてはじめて書いてよこした彼の手紙に、私はこんな返事をだした。もう彼の手にとどいていることだろう。彼の名はゴッチャン。―

このゴッチャンがその後どうしたかなんですが、沼で妹のために魚を捕っている姿を見て岡村さんが「ゴッチャン、お前漁師が好きか。お前漁師になりたいか」と言ったのだそうです。岡村さんから聞いた話ですよ。「そんなら自分は舞阪というところに住んでいて漁師もいっぱい知っている。本当に船に乗って漁師になるか」と言うとゴッチャンが「なりたい」と言ったので、この少年を舞阪の家につれてくるのですね。それで舞阪で漁師にさせようと思って船に乗せるわけです。

ところが岡村さんはそこまではやるのですが、その後は例の通り外国に行ったり、どこに行ったかわからなくなってしまう。もちろんそのころは岡村さんのお母さんがいましたから、

お母さんがゴッチャンと一緒に暮らして世話をしていたのですが、しかし筑豊に比べると都会なので、都会にいると悪いことを覚えるのです。悪い友達ができて、中学校の友達でしたかね、四人組が自動車の中のものを窃盗して歩いていました。もちろん岡村さんも知らないし、お母さんも知らなかったのですけどね。ある日逮捕されてしまいました。それで私のところへ岡村さんが弁護してくれと来たのです。

四人で車の中をごそごそやっていたときに、持ち主が戻ってきた。捕まえようとされたので振りほどいて暴れた。そのとき持っていたナイフで相手に怪我をさせたのですね。たいした怪我ではなかったのです。一週間かそこらの切り傷程度でした。しかし、窃盗でも発見された後で暴行を加えると法律では強盗と同じ扱いになるのです。強盗傷害罪ということになって四人とも逮捕されました。

強盗傷害は懲役七年以上の刑です。傷もたいしたことないし、盗みのほうも実際には被害を与えたわけではないので、窃盗と傷害を切り離すよう交渉しましたが、非常に冷酷な検察官でしたね。これが彼の運の悪いところでした。ぜんぜんこちらのいうことに耳を貸さず、全員強盗傷害罪で起訴してしまったのです。

とにかく私は、彼の弁護を引き受けたのですが、大事なときに岡村さんはまたもやいなくなるのですね。せめて彼のために情状証人として法廷で「出所後も大丈夫です。漁師たちがちゃんと守ります」そういうふうに言ってほしかったのですが、肝心の岡村さんがいなくなって、私もほとほと困りました。

誰か情状証人を立てなければいけない。もちろん漁師たちは少年のことを心配して、法廷にはよく来てくれました。ただ情状証人は岡村さんにやってもらいたかった。そうでなければ上野英信さんしかないと私は思っていたのです。

そうこうしているうちに話はとびますが、私は他のことで三里塚、成田の闘争を撮影していた小川伸介という映画監督の試写会に呼ばれて観に行ったのですね。映画の中に成田の農民の女性が木にしがみついて抵抗する場面があるのですが、「あのシーンがよかった」といったら、伸介さんが「ああ、それは上野英信さんも言っていたよ」と、九州での試写会で上野さんも同じことを言っていたというのです。

そこで私が小川さんに「岡村さんからこういう事件を押し付けられて困っている、かくなる上は上野さんを証人にと思っていた。ちょうどよかった。私が連絡をいれるからよろしく言ってほしい」と頼んで、私は筑豊の上野さんのところを訪ねたのです。

上野さんは二つ返事で「けっこうです。では九州からまいりましょう」ということになりました。そして彼は、私の飛行機代を出そうとするのです。私は上野さんから頼まれてやっているのではないので、「上野さん、いただくのは筋違いです。本人が出てきたら漁師になるはずだから、本人からもらいます」と言ったのです。

そういうことで上野さんに証人として出てもらいました。しかし、酌量減刑はなされましたが、七年の半分が限度です。懲役三年以下なら執行猶予がつくのですが、結局、懲役四年の実刑になって、彼は刑務所に行きました。四年たつ前に仮出獄で出られます。漁師に連絡して、上野さんにも連絡しました。一緒に迎えに行こうということになって、川越の刑務所に行く前日、名栗温泉という温泉があるのですが、そこで泊り込むことにしました。上野さんも漁師も三、四人来てくれました。しかも浜名湖で取れたでっかい魚をどんと置いて、夜の一、二時ごろまで酒を飲んで、「いよいよ明日出るか」という話になったわけですが、肝心の岡村さんがその席にはいないわけですね。ところが岡村さんは翌日の朝、刑務所の前にいました。「なん

だ来ていたのか」という感じでしたね。

少年はその後、確か足立文昭さんか誰かの船に乗ったと思うのですが、それで給料をもらったといって、最初の給料のうちから一万円を私に送ってきてくれました。

そこまではよかったのですが、残念な話があるのです。彼はまじめに働いていましたが、刑務所で同室だった暴力団員に誘われて、何があったか知らないのですが、暴力団同士の闘争に巻き込まれて、あっと間に自死してしまいました。私もこの話を後で聞いて、残念でなりませんでした。あまり人には話をしたくないのですが、最後のところまで話さないと、やはり因縁というのがわからないですよね。漁師の皆さんも大変よくやってくれたのですが、本当に残念でした。漁師の人たちと彼の話をするとき心が痛みます。そういう事件でした。こんなことを言っては大変岡村さんに申し訳ないのですが、「岡村さんがもうちょっと日本にいてほしかったなー」というのが本当の気持ちです。これも三〇年ぐらい前の話になるかと思います。

し尿処理場建設と浜名湖環境訴訟

そこへ次の訴訟が出てきました。浜名湖環境訴訟。—浜名湖に流れ込む川の支流にし尿処理場を作ると浜松市が言い出した。し尿処理場をつくると排水が浜名湖に流れ込む。ここはカキの養殖場だから、赤潮が出るとカキが斃死してしまい、カキ業者は壊滅的な打撃を受ける。そこで、これを何とか差し止める方法はないか、と岡村さんは突然切り出しました。

前の事件のこともあったので、私はやらない、と最初は言っていました。そうしたら彼もしようがないかと思ったのか、この事件を金嬉老事件の副主任弁護士だった地元の西山弁護士に頼んだのです。西山弁護士が差し止めの仮処分を静岡地裁の浜松支部に提出しましたが、ころりと負けてしまいました。

負けてから、岡村さんは今度はお前がやれというのです。こうなるともう有無を言わさず、負けた時の記録をどんどん私の事務所に置いていくのですね。「じゃあね」といった感じです。

そこで私は仕方なく高等裁判所に抗告を出すと同時に本訴も出しました。こんどはカキの組合だけではなく、浜名漁業協同組合全体で取り組むことになりました。組合員が一五〇〇人、準組合員が三〇〇〇人の大所帯です。

当然こんな大掛かりな事件は一人ではできませんから、生物学とか化学とか、場合によっては物理学の専門家がいないといけない。さらに行政事件ですから、行政事件も強くなくてはいけない。さてどうしようかということで、私は同期の西垣道夫弁護士に相談しました。彼は行政事件が強い弁護士でした。彼も残念ながら亡くなりましたけど、若いうちからかなり有能な弁護士でしたが「私もやるよ」と言ってくれました。彼が「もう一人補強しよう」といって、サリドマイド事件を担当した生物学に強い更田義彦弁護士を誘ってくれました。もう一人化学に強い人というので秋山幹雄弁護士。彼も当時六価クロム事件を担当していましたから、化学に強い。あと何人か声をかけたのですが、みんな逃げられて、結局四人でやることになりました。

それで岡村さんに「弁護団ができたよ」と言ったら、「じゃあ案内するよ」と言って彼は、どこに案内したかというと、浜名湖ではなく遠州灘なのですね。なぜ遠州灘に案内したかというと、今、皆さん遠州灘に行ってご覧になるとわかるのですが、海岸線がテトラポットでいっぱいになっています。侵食されているからです。なぜ侵食されるかというと、昔は天竜川が土砂を運んできたのに、佐久間ダムなどのダムができてダムに土砂が堆積してしまうからです。

環境問題の中でダムの建設がどうなのかとか

問題になったのがせいぜい一〇年ぐらい前からですね。さすがに岡村さんの目の付け所は違っていました。

この事件でもうひとつ大変印象に残っていることは、この状況を「ＮＡＳＡの航空写真で見よう」と言い出しました。今ならＮＡＳＡの航空写真はすぐ手に入りますが、当時は誰でも見られるわけではありませんでした。アメリカから彼は取り寄せるのです。

ＮＡＳＡの写真を見ると淡水は海岸線に沿って流れてきて、淡水と海水が交わる今切口のところが、絶妙な環境になっているのが分かるのです。浜名湖は海水と淡水が混じった汽水湖です。そういうことが分かってくるときれいな水を維持するという問題は重要なポイントになってくる、そんなことに気づくわけです。

その他、専門家の知恵を借りなければなりません。『公害原論』が出始めた頃、私も宇井純さんと会い、彼の意見も聞きました。当時の記録は今も全部私が持っていますが、膨大な資料です。積み上げると、Ｂ４ぐらいの本で天井ぐらいまで届くほどです。

岡村さんはこの事件の時はさすがに随所、随所に出てきていいことを言って、われわれに刺激を与えたり、また「この人はどうか」といって学者を引き合わせてくれたりしました。けれど、やっぱりすぐに何処かに行ってしまうのです。ただこれは組合が母体でしたから、この事件の場合は最後まできちんとやりとげました。

結局、仮処分は負けてしまい。「カキ養殖業者にとって本件処理場の建設、排水がその受忍限度を超え、決定的な打撃となる蓋然性のあることについては、その証明ありとはいえないと解する」というような結論でした。

しかし、本裁判で差し止め訴訟を出していましたので、これでくじけてはいられません。そうこうしているうちに工事のほうはどんどん進みます。すると裁判官が「和解をしたらどうか」と言い出しました。「自分たちも浜名湖の魚を食べている。浜名湖が汚染されないような基準を作って、それで和解をしよう」ということです。本当は裁判で潰したかったのですが、放出水量だとか、水質を一定に決めるとか、点検するシステムを作るとか、検査を常時やって、ちょっとでも超えればすぐ止めさせるとか、漁業被害がでたら損害賠償を払わせるとか、そんなことをいろいろ書き込んで、「浜名漁業協同組合と浜松市は静岡県並びに沿岸市町村と協力して、浜名湖の汚染防止、水質の浄化等環境保全に努めるものとする。浜松市は、浜名湖地区水産復興振興協議会と共に、浜名湖の漁業振興に努力するものとする」として、最後は和解で解決しました。これが浜名湖環境訴訟です。

出版社との争い―ある民事事件

四番目の「ある民事事件」とは、これはご存知ない人がほとんどだと思いますが、ここで初めて米沢慧さんと私が会うのですね。自由国民社という会社があります。社長さんは『現代用語の基礎知識』という本で一代を築いた人で、立派な業績を残している会社です。

その自由国民社の社長さんと岡村さんが意気投合したのですね。意気投合して、『現代報道写真の基礎知識』という本を出そうということになって、岡村さんはとうとうと構想を述べたようですね。そして前金をもらったのです。ところがいつまでたっても形になってこない。「いったいどうなっているんだ」と聞くと、何だかんだといって、結局何も出てこない。「だったら前金を返せ。もう出版の話はやめにする」となって、やめにするばかりか、前金をかえせというだけではなく、損害賠償金を支払えとなっていったのです。

損害賠償を付けた訴状が彼のところに届いて、彼がまた私のところに来て、例によって「何

とかしろ」と書類を置いて出て行こうとするので、「ところで岡村さん原稿はどこまでできているのですか」と聞くと、「いやあ、すぐにでもできる、今日でも明日でも」という感じなんですね。「それだったら負けることありませんからやりましょう」と言って、いざ蓋を開けてみると、ぜんぜん形になっていないのです。

彼の頭の中では出来ていて、あの写真この写真と思っているのでしょうが、形になっていない。すぐにできるというのなら見せてくれというと、ダンボール箱みたいのに写真やネガがドボッと入っていて、どの写真を使うのかも分からない状態なのです。

中を飛ばしますけど、証人調べで、誠意を持って彼が仕事をやっていたということを証明しなければなりません。それが証明できるのは出版社側の担当者です。本来は岡村さんの敵です。敵側の人を証人にせざるを得ないということなりました。「あ、それなら大丈夫だよ」と彼は言うのです。「あの編集者は大丈夫だ」というのです。私は出版社からお給料をもらっている編集者がそう易々と岡村さんに有利な証言をしてくれるはずはないと思って、お会いしたのが米沢さんだったのです。米沢さんに会ってみたら、今でも忘れませんね、その時米沢さんが言われたことは。「出版社と著者と争いになったら、自分は著者側につく」と言いました。

それでその通りの証言をされました。もちろん偽証したわけではないですよ。こうやって岡村さんはこれだけ誠実に仕事をしていた、ということを言ってくれました。そのことでその後、米沢さんは自由国民社を辞めることになったわけです。私はそれを見ていて、それでいいのかと思って、まじまじと岡村さんの顔を見たら、彼はケロッとして、当然だというような顔をしてるんですね。

この事件は最後どうなったかというと、損害賠償はもちろん払いませんでしたが、前金の一部だったと思います。岡村さんがどこからか調達してきて支払い、事件は解決しました。

いま簡単にいいましたけど解決はしたのですが、本当に難行苦行でした。岡村さんに、「出版社との争いは、もうやらないよ」と言ったら「わかってる、わかってる」といいながら、その後、講談社とトラブルを起こしたり、そうこうしているうちに岡村さんが亡くなってしまって、亡くなった後、講談社から写真集を出しましたね。岡村さんと私の関係は、仕事としてはこの「ある民事事件」までで、これ以降は関わっていないのです。

金嬉老事件は私自身が飛び込んでやったから岡村さんに文句をいう筋合いはないのですが、それ以降のものは常に忙しい時に限って割り込んでくるんですね。自分で選んで積極的に関わった事件だけで手一杯のところに、岡村さんが来て資料をドンと置いていかれて、「さあ、やれ」と言われると本当に生きた心地がしないかったですね。ですから私は被害者意識が非常に強かったのです。私のほかにも被害者意識を持っている人がいました。上野英信さんもそうですね、彼は、岡村さんが筑豊の家にやってくると忙しくなるといっていました。前回この会で講演した本橋成一さん、彼は話の中で被害者とは言わなかったけれども、実は三人で被害者同盟をつくりました。三人で酒を呑むと、岡村さんの悪口を肴にして、半ば憤慨したり、半ば楽しんだりしていました。

和解と紛争解決学の研究に取り組む

岡村さんのさまざまな事件というのはこれぐらいなのですが、ご案内のペーパーには「和解」と、私のやっていることについて触れてありますので、最後に若干それをお話します。

私はテーマは一つは先取り経済です。この大きなテーマを形にしようと思ってやってきまし

たが、忙しくてなかなか体系化できませんでした。この責任の一端は岡村さんにもあると思うのです。岡村さんの事件が割り込んでくるのでぜんぜんできませんでしたね。

ですけど、土地の値段がグーンと上がってきたバブルといわれた時代がきたら、やはり私の仮説は当っていたので、これはほっとくことはできないということで、米沢さんに頼んで、弓立社という出版社から『先取り経済　先取り社会』という本を出してもらうことになりました。これが一つの仕事になりましたね。

もう一つはあまり忙しかったので裁判をやっていられなくて、和解をズッとやってきたのです。これはむしろ岡村さんが忙しくしてくれたお陰で、和解のほうに進んだところがあると思うのです。要するに裁判をしなくても紛争は解決する、むしろ裁判をしないで和解で解決した方がいい解決ができる、ということをずっと考えているわけです。

これも何か本を出そうと思っていましたけど、岡村さんも亡くなり、英信さんも亡くなった後に『弁護士の外科的紛争解決法』という本を一九八八年に初めて出しました。その時米沢さんに、「喧嘩をした自由国民社で出してくれないか」と私は言ったのです。すると米沢さんも「そこで出せれば最高だなあ」ということで、自由国民社で出してもらうことができました。

その最初の本をずっと発展させてきて、体系化したのが『紛争解決学』という本で一九九三年に書きました。この改訂版を一昨年出しまして、現在ロースクールでその講義をやっています。この流れは世界的な動きになってモデル法もできていて、最近「仲裁法」という法律もできました。和解と紛争解決学の研究に、現在取り掛かっているところです。それがここにいう和解と紛争解決学です。

岡村さんの遺産―触媒としての役割

弁護士として四十年近くやってきて、いろんな意味で刺激を与えてくれたのが岡村さんでした。忙しい思いもしましたが死後二〇年たって思い出してみると今でもなかなか新鮮ですね。

亡くなる前々日ですが、上野さんと出版記念会で会いまして、本橋さんと三人で「明日、一杯飲みましょう」と、被害者同盟の会の予定を入れました。その当日に、岡村さんが亡くなりそうだという電話を受けたので、すぐ私は上野さんに電話をかけました。その時の様子は筑摩書房版の新しく出た『従軍記』の解説のところで上野さんが触れています。

―私が岡村昭彦君と最後に会ったのは、一年前の一九八五年三月二三日である。死を数時間後にひかえた岡村君は意識はもはやなく、昏々と眠っていた。それはまったく、奇遇でもあれば奇別でもあった。

その一時間前まで私は、彼が重病に罹っていることはもとより、日本に戻っていることさえ知らなかったのである。私はたまたま径書房が私の著作集の出版記念会を催すということで招待され、ひさしぶりに上京していたわけだが、もしその夜、旧知の廣田弁護士と会っていなければ、ついに彼とこの世で最後の対面をする機会はなかったろう。偶然とはいえ、つくづくふしぎなめぐりあわせであったと思う。ふり返ってみれば、長いつきあいだ。

―

ここから私の解説が始まるのですが、実は私が電話をしたら「じゃあ、すぐ行こう」と上野さんは言わなかったのです。彼も私に劣らず被害者意識が強かったようで、「なんで自分が行かなくてはいけないか」と言いました。私が「上野さん、それはそうかもしれないけれど、しかし昭彦さんが死ぬんですよ。行きましょうよ」と、引っ張り出したのです。しぶしぶ彼は病院にやってきました。そして本橋さんもやってき

た。ところが岡村さんは意識もなく横たわっていました。そのとき上野さんは「昭彦君、英信ですよ。英信がきましたよ。わかりますか。英信ですよ」と、こう言うんです。私はちょっとあっけにとられましたが、やはりそういうものなのでしょうね。人間とはこういうものなんだろうなとつくづく思いました。

その夜、「ちょっと早いけど追悼になるかもしれない」と被害者同盟の会をやり、翌日亡くなったと連絡を受けて、また行きました。「死の前夜」というのはそういうことです。

岡村さんという人は人が「ハッ」とするとことに気がついたり、原理原則を持っていました。人の気がつかない鋭い感性もありました。そしてもうひとつ彼について付け加えたいのは、彼に捕まった人は、みんないい人ですね。みんな心の優しい人です。例外なくそうですね。だから岡村さんに紹介された人とは安心して付き合えます。殆ど例外がないと言えると思います。私は長い間被害者意識が強くて、岡村さんというと、もうそれだけで横を向いてしまいたい気持ちでしたが、二〇年たってみて、ようやく優しい気持ちになれたかなあと思います。

この話を没後二〇年にさせていただいてよかったと思います。そういう意味では彼が残した遺産として一番大きいのは、やはり触媒としての役割だったのではないかと思うのです。今日この場でお話をさせていただいたことは大変幸せだと思っております。どうもありがとうございました。

（文責　戸田）

事務局便り

◆メールアドレスが変更になりました

ＡＫＩＨＩＫＯの会のメールアドレスが変更になりました。新しいアドレスは akihikonokai@kazekusa.jp です。事務局への連絡はこちらへ。

◆「シャッター以前4」あります

「シャッター以前4」をご希望の方はご連絡ください。代金は１０００円（１冊）＋送料。

◆「シャッター以前1～3号」も残あります

「シャッター以前1～3号」がまだ若干あります。ご希望の方はお早めに連絡ください。代金は５００円（１冊）＋送料。

◆アキヒコ関連新資料です

＊9/2004 「Telegraph magazine 4 September 2004」（40th anniversary issue）

＊3/2005 『労組委員長の無伴奏パルティータ』冷徹とやさしさ―岡村昭彦さんのこと―清水正徳著　マルジュ社

＊3/2005 『文芸思潮』「世界史のしっぽと戦略村」　吉田敏浩　アジア文化社刊

＊5/2005 『家で死ぬという選択―ディホスピスの可能性』僧伽叢書その壱　高橋卓志著　企画僧伽発行

＊6/2005 二ッポン人・脈・記〈ベトナムの戦場から〉朝日新聞夕刊連載

◆通信費の送金先

今後通信をご希望の方で、この二、三年間、通信費を振り込んでないと思われる方のみで結構です。通信費一〇〇〇円をお願いします。

口座番号　「００１７０―６―６１５１２３」

加入者名　「岡村昭彦の会」

岡村昭彦の会『会報』第十五号

発行日　二〇〇五年七月十八日

発行所　東京都江戸川区西小岩五―十一―二十七

戸田徹男方「岡村昭彦の会」事務局

TEL&FAX　０３―３６５７―８３８０

http: //akihiko.kazekusa.jp/

E-mail: akihikonokai@kazekusa.jp